

第4回グリーンインフラ懇談会 議事概要

1. 日時

令和7年9月24日（水）13:30～15:30

2. 場所

中央合同庁舎3号館8階特別会議室

3. 出席者（五十音順、敬称略）

朝日ちさと、石田東生、相場崇、木下剛、中村太士、馬奈木俊介

4. 議事

- （1）グリーンインフラの定義について
- （2）グリーンインフラ推進戦略2023の改定について
- （3）グリーンインフラの拡大に向けた基盤づくりに関する具体の取組について
- （4）意見交換

5. 委員発言概要

- （1）グリーンインフラの定義について

○ 委員

- ・ 社会資本の補足説明の中で「非排除性」についての記載があるが、立ち入って利用できる性格を持つという価値に限定されてしまうように読める。グリーンインフラの場合は民有地であっても雨庭のように存在することで公共に資する価値もあるため、非利用価値も有しているという理解が必要である。
- ・ 「グリーンインフラ推進戦略2023」では、グリーンインフラの説明の中に自然資本も対象となるという記載が含まれている。新定義では、社会資本であることを明確にしているが、自然資本も含まれるという点は説明した方が良い。
- ・ 社会的共通資本には制度資本も含まれるが、グリーンインフラの新定義からはそのようなソフトな取組は直接的な対象にならないということを明記しておいた方が良い。
- ・ グリーンインフラの概念図（資料1：p5）の中に自然資本と記載があるが、基盤になっている緑の円を指すのか、その外側に位置付けられるものなのか、新定義と合わせて説明できるように整理しておく必要がある。

○ 委員

- ・ 国土交通省としての定義なのか、学会等での議論も含めた共通の定義なのかによって変わってくる。人と自然の関わりから形成される社会資本であり、手つかずの自然は含まれないと定義することも、国土交通省の定義としては良いと思う。一方で、厳密には日本に手つかずの自然はほぼないに等しいが、国土の大きな面積を占める自然林も日本の重要なグリーンインフラであると思う。定義の位置付けによって変わるため、国土交通

省としての定義なのか位置付けを明確にした方が良い。

○ 委員

- ・ 基本的に「社会資本」は「民間資本」と相対する形で用いられるため、非排除性も公的に負担すべきだという議論の中で用いられる。新定義では、公共事業であるという誤解は抑えられると思うが、まだ公的な取組と捉えられる言葉だと感じた。「幅広いステークホルダーの参画」で表現できているとは思いますが、民間の取組ではないと捉えられないようにする必要がある。
- ・ 「人と自然の関わりから形成される」という表現は良いが、手つかずの自然であったとしても、保全したいと思った段階で環境・経済的な価値が生じると考えることもできる。そのため、保全のための取組を行っているのであれば手つかずではないという認識もできる。基準が明確ではないため、「関わり」をどう捉えるのかについては、引き続き検討する必要がある。

○ 委員

- ・ 一般的な定義とするのであれば、自然資本を含む社会の価値を示す国連の新国富指標というものもある。国土交通省としての定義とするのであれば社会資本で良いが、付録的に新国富指標を記載しても良いと思う。
- ・ 定義は細かくなるとキリがないのでシンプルにして、付録込みにするのがいい。

○ 委員

- ・ 学会等での議論も含めて共通の定義が検討できれば良いが、時間も限られているため国土交通省としての定義という整理で良いと思う。グリーンインフラの主な対象（資料 1：p6）には森林も含まれているが、国土交通省として対象とするグリーンインフラを示してもらえると、全体を俯瞰しつつ、国土交通省の政策として進めていく部分に分かるのではないかな。
- ・ 「社会資本」の説明の引用元としている建設用語辞典について、平成 5 年のものであるが、新しい改訂版等はないのか。また、資料に記載されている文言は全て引用されているが、抜粋なのであれば必要な箇所のみとすることでも良いのではないかな。
- ・ グリーンインフラ推進戦略 2025 の内容（案）では「地域の経済社会づくり」が打ち出されているが、P3 右図には含まれていないため、キーワードが欠けているのではないかな。

○ 委員

- ・ 人と自然の関わりの一つの考え方として、後段に記載のある持続的な維持管理が重要だと思う。インフラであることから、民間が作った場合であっても翌年にはなくなるのであれば良くないため、ある程度の持続性についての合意は必要ではないかな。民有地を含む場合に持続性を担保することが一番の課題になると思われるため、インフラとして残していくという視点が重要である。

(2) グリーンインフラ推進戦略 2023 の改定について

○ 委員

- ・ 「環境資源を基軸とした地域の経済社会づくり」の内容が不足しているのではないかと感じる。グリーンインフラを活かして経済を回すことが意図であるのであれば、認証制度やクレジットなどの経済的な議論があっても良いのではないか。「自然再生や人と自然が共生する社会づくり」の内容と似た内容になっており、「居心地が良く歩きたくなる」空間形成の推進などは都市緑地の保全や熱環境改善も含まれると思われるため、内容の整理や充実化が必要ではないか。

○ 委員

- ・ 省エネやクリーンエネルギーへの移行に関しては規制や経済的インセンティブの付与などの政策が進められているのに対して、グリーンインフラは自主的な取組に依存するところが大きい。行動を変えるためには、規制や経済的インセンティブなどの法的な枠組みがあると動きやすく、効果も出るため、都市緑地法が改正されたように法的な枠組みの推進が施策の背景にあると良い。

○ 委員

- ・ グリーンインフラとして対象とする全体像があり、その中で国土交通省として対象とするのが、例えば、森林の中でも人工林や里山であるなど、国土交通省としての狭義のグリーンインフラとしておいた方が良いのではないか。生物多様性の観点からは、保護しなければならない森林があり、むしろ手をつけることを差し控えるべき地域もある。そのような森林も広義のグリーンインフラとしては重要だと考えることもできるため、国土交通省としての狭義の定義であることは明確にしておいた方が良い。

(3) グリーンインフラの拡大に向けた基盤づくりに関する具体の取組について

○ 委員

- ・ 国際園芸博覧会はグリーンインフラを発信する良い機会だと思う。一方で、当初はグリーンインフラの実装の場であると様々な場面で言われていたが、最近は脱炭素や循環が前に出てきている。これから具体的な検討が進むが、改めてグリーンインフラの視点での検討や発信が必要になってくると感じている。
- ・ グリーンインフラに関する取組をどこまで進めればよいのか、目標があれば庁内での説明や市民に向けた説明もしやすいと考えられる。目標の設定についても検討していくと位置付けていただけると、取組の推進につながると思う。
- ・ 市民参加型の情報収集ツールについて、横浜市でも同様の取組を行っており、小学生に調査をしてもらうことで経年的に生き物が変化していることが分かっている。環境教育的な観点からは良い取組であるが、グリーンインフラとどのような関係があるのかを伝える方法なども含めて検討していただけると、一般の市民にも伝わる取組になっていくと思う。

○ 委員

- ・ 「②多様な効果の見える化」について、グリーンインフラの定義においてインフラであることがより強調される形となったため、その点を踏まえると、まず社会的な課題やインフラに対するニーズがあり、それに対する供給とのギャップを解消できるのかという評価が重要だと思う。
- ・ これまでの緑地の評価は、緑があることによる機能の評価するものであったが、インフラであるのであればニーズのないところに作る必要はない。地域において、洪水調整が求められているが下水道の容量が足りていない、暑熱対策が求められているが緑陰が足りないなど、まずは地域のニーズがあってそれに対する供給とのギャップを評価すればよいと思う。
- ・ 「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」（令和 6 年 6 月）では、ニーズに対してどの程度サービスが供給できているのか、そのギャップをどのように埋めていくのかという方法論で整理しているため参考になると思われる。
- ・ 現時点では評価できるグリーンインフラは限られているが、多様な機能の評価は必要であるものの、様々な機能を統合化することは非常に難しいため、引き続き検討が必要だと思う。

○ 委員

- ・ 社会課題を解決するためにグリーンインフラが必要であるという立場に立つと、現状の課題・ニーズは社会課題になる。現状の地域のグリーンインフラが有する機能と社会・地域のニーズが合致しているのであれば、効果が発揮されていると評価できるため、グリーンインフラを拡張する必要はないと考えられる。一方で、洪水対策として雨水浸透機能が不足しているというニーズがある場合には、雨庭等のグリーンインフラを配置していくことなどが考えられる。グリーンインフラは多目的であるため、必ずしも雨水浸透機能の確保だけが目的ではないが、特定の機能の着目した政策も必要だと思うため、課題・ニーズを改めて定義した方がよい。
- ・ 詳細な評価ができるのであれば良いが、自治体がデータを持っているのか、全ての地域において詳細な評価が必要となるのか、人材はいるのか、などの課題も出てくるのではないかな。また、既に技術的な評価手法はあると思われる。
- ・ 多様な効果の統合化については、議論をやってもあまり意味がないのではないかな。地域課題の解決のためにグリーンインフラを推進するのであれば、特定の地域課題に着目する必要がある、その解決手法を検討した上で、付加的に多面的な価値も発揮できるという整理になるのではないかな。
- ・ 「グリーンインフラの法体系の位置付けに向けた検討」について、これまで閣議決定レベルの施策にはグリーンインフラが位置付けられているが、グリーンインフラ自体をどのように法令に位置付けるのかという検討は進んでいなかったため、ぜひ検討を進めていただきたい。
- ・ 法定計画である河川整備計画では、定量的な環境目標が設定されることになったが、事業評価は、治水のみで評価されている。グリーンインフラや生息場の整備は環境的な効

果を持っているため、これが事業評価スキームにおいて便益として計上できれば、グリーンインフラの推進にもつながるため検討を進めていただきたい。

- ・ 資金調達における中間支援組織の位置づけ（資料 3：p21）や地域産業の活性化に資する事業モデル（資料 3：p24）において中間支援組織が示されているが、このような組織を作ることは難しいのではないかと感じる。既に具体的な組織ができつつあるのか、お聞きしたい。
- ・ 地域産業の活性化に資する事業モデル（資料 3：p24）で示されている内容が、水源環境保全税と似ているのではないかと感じる。国の森林環境税や都道府県の水源地税など、受益者は不特定多数となるが既に国民から徴収している税もあるため、ダブルカウントになることも良くないのではないかと感じた。

○ 委員

- ・ 「①国民的な機運・理解の醸成」について、示されている内容が緑地政策等に限定されているように感じる。地域防災計画やそれに基づく住民の参画など、防災面での取組は住民の関心や取組の熟度も高いと思われるため、防災面での取組や連携があっても良いのではないかと感じる。
- ・ 多様な効果の見える化については、インフラであることから課題・ニーズに対する評価が基本になると思う。さらに、人工資本としてグリーンインフラを整備した場合でも、健康や教育など人的資本に資するコベネフィットが発揮されることもあるため、ニーズに対する評価と多様な効果（コベネフィット）の評価を分けて整理ができるとよい。特に、コベネフィットは機運の醸成や資金調達にも関連してくるため、分けて検討ができるとよい。
- ・ 国土交通省や地方公共団体の公共事業が事業評価マニュアルに従って実施される事業が多いため、事業評価スキームへの導入はぜひ進めていただきたい。また、道路事業など、人工資本の整備と自然環境への配慮がトレードオフになる場合がある事業については、自然環境への配慮に相当程度のコストがかかっていると考えられるため、その部分を可視化することも重要である。
- ・ 地域産業の活性化に資する事業モデルの検討（資料 3：p24）で示されているロジックモデルについて、公共事業においては公益につながる事業であることを示すなどすれば、ロジックモデルが受け入れられると思われる。一方で、民間事業においては、資金調達や経済価値の面でロジックモデルの実効性が課題となる。事後評価（プログラム評価）の中での使い方と事前の EBPM としての使い方は異なっており、ロジックモデルの実効性を示すためには、研究成果等によって事前にモデルの論拠を示すことが重要になるのではないかと感じる。

○ 委員

- ・ 多様な効果の見える化について、統合化は非常に難しいため、まずはシンプルで分かりやすい評価手法の整理を進めることで良いのではないかと感じる。

- ・ 例えば、田んぼダムはグリーンインフラであるが、社会課題とは関係なく農業のために維持されてきた農地について、その効果を明示することでグリーンインフラとして再構築するような作業をしていると理解している。また、田んぼダムでは、川の水がきれいな時は水を入れるが、濁水になったら入れないなど、グリーンインフラに組み込むにあたってのノウハウや工夫があり、社会課題への期待と合わせてこのようなノウハウ・工夫があることを踏まえた検討を行うことが重要である。
- ・ イタリアでは、地域の地形や風景を大切に、地域活性化や環境の保全につなげようとするテリトリー戦略が進められている。アプリを用いて日常活動での環境負荷やグリーンインフラへの貢献などを示しつつ、市民のライフスタイルのデータを取得する取組や伝統的な農業を広げるために農薬の量等のデータを収集し、伝統的な農業による効果を一般市民にアピールする取組など、参考となる取組がある。また、都市計画文書には、農業的土地利用を都市的土地利用へ転換することは、環境の永続性や地域経済に対するポテンシャルを消費することであると記載されている点は印象深い。

○ 委員

- ・ 評価手法やデータの例を提示するだけでなく、グリーンインフラの評価の具体的な事例として、国際園芸博覧会での実践事例を対象に評価や効果の可視化を行えるとよいのではないか。

○ 委員

- ・ 地域産業の活性化の視点は重要だが、例えば、農林水産省の交付金のようなイメージなのか、あるいは、生態系サービスを貨幣価値化することで川下の資金を川上に還元するような応益分担のイメージなのか、具体的に想定している事業モデルがあれば示してほしい。
- ・ データセンターや半導体工場など水を利用する事業においても、ウォーターポジティブに向けた取組の評価や資金の投入のあり方についての議論が進んでいるが、水源環境保全税のような仕組みだけでは十分ではないため、地域経済の活性化につながる事業モデルができるとよい。

○ 委員

- ・ 地産地消や地域内での経済循環の観点では、産業連関表による評価は有効だと思うが、自然環境を対象としているため流域の上下流のつながりなど空間的な視点も必要となる。その際、上下流の資金の循環や森林環境税のような、行政区域の域内で受益と負担が完結しない場合の制度的な支援が必要になると思われる。現段階でどのように考えているのか教えてほしい。

以上